

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第4章	1	2)	②	ア					
1	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ア			本施設のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	(4)資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。	認めます。
2	入札説明書	12	第4章	1.	2)	②	ア	(4)		本施設のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。	No.1の回答を参照してください。
3	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ア	(4)			資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。	No.1の回答を参照してください。
4	入札説明書	12	第4章	1.	2)	②	ア	(4)		本施設のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	監理技術者資格証を有する者の専任配置期間は、監理技術者制度運用マニュアルに「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」と記載があることから、本工事の準備工事開始以降と考えてよろしいでしょうか。	監理技術者の職務である、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行することが可能である場合において、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの間）の専任の配置は不要と認めます。
5	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ア	(4)		監理技術者の専任配置期間	監理技術者資格証を有する者の専任配置期間は、監理技術者制度運用マニュアルに「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」と記載があることから、本工事の準備工事開始までは専任配置は要しないと考えてよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ア	(4)			プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間での交代は認められるでしょうか。尚、国土交通省から通知されている「監理技術者制度運用マニュアル」において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。	交代する監理技術者の技術力が同等であると認められ、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないと組合が判断した場合に認めることとします。
7	入札説明書	12	第4章	1.	2)	②	イ			本施設のうちマテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	実績については、マテリアルリサイクル推進施設単体の受注実績のみならず、同一の事業として、ごみ焼却施設に併設された施設の受注実績も、要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	イ			本施設のうちマテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	ごみ焼却処理施設との一括発注の案件も要件を満たせば実績として認められると解釈してよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照願います。
9	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	イ			マテリアルリサイクル推進施設の設計・建設を行う者の要件	マテリアルリサイクル推進施設の設計・建設及び建築物等の設計を行う企業の要件に、「廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限り）を2000年（平成12年度）以降に1件以上有すること。」とございますが、マテリアルリサイクル推進施設単体の受注実績のみならず、同一の事業として、ごみ焼却施設に併設された施設の受注実績も、要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照願います。
10	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	イ			本施設のうちマテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	建設工事を共同企業体（JV）で請け負う場合、JV構成企業のうち1社が要件を満たすれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(7)		本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	「～の建設コンサルタントの登録者であること。」とは、登録種類及び業種を問わずに「電子調達共同システム(CALS/EC)の入札参加者名簿（建設コンサル）の登録者」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(7)		本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	建設コンサルタントの登録が必要とのことですが、コンサルタント以外（例えばプラントメーカー）が設計を行う場合は、登録の義務は発生しないと解釈してよろしいでしょうか。	登録は必要です。
13	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(7)		本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	設計を一括（管理棟等の付属棟含む）は、地方自治体が発注した一つの発注案件について、部分的な設計を実施したものでなく、一括して設計を実施した実績と理解してよろしいでしょうか。また、管理棟等の付属棟含むの解釈は発注者の事務室、更衣室、会議室及びホールの機能があるものを指しているという理解でよろしいでしょうか。	一括して設計を実施した実績です。管理棟等の付属棟を含む解釈は、当該実績の要求水準書又は発注仕様書に記載されている必要な建築物と応募者が提案した建築物を指しています。
14	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(7)		本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	設計を一括して実施した実績として、仮設計量棟を含むエネルギー回収型廃棄物処理施設の部分引渡しが完了した施設についてもお認め頂けないでしょうか。	建築業務が完了していれば認めます。
15	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(7)		本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	実績を有していることが確認できる書類として、パンフレット等の代わりにIPや竣工図の写しを添付する事でよろしいでしょうか。	当該実績に係る建築物が全て示されている竣工図、パンフレットのほかに建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の第二節建築主等の概要の3.設計者の写しや契約書の写しなど、要件を満たしていることを確認できる書類を添付してください。
16	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(2)		本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	「設計を一括（管理棟等の付属棟含む）して実施した実績（元請・一時下請けも可とする。）を有すること。」とありますが、設計実績を証明する資料を、契約書の写し又はコリスの登録内容確認書の写し以外で証明する場合は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の第二節建築主等の概要の3.設計者で設計実績として認めて頂けますでしょうか。	No.15の回答を参照してください。
17	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	ウ	(2)		マテリアルリサイクル推進施設の設計実績	実績を有していることが確認できる書類として、パンフレット等の代わりにIPや竣工図の写しを添付する事でよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照してください。
18	入札説明書	12	第4章	1.	2)	②	エ	(7)		本施設の建築物等の建設を行う者の要件	愛知県内に本店もしくは営業所、支店を有すること、とありますが、証明する書類は履歴事項全部証明書を提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	エ			本施設の建築物等の建設を行う者の要件	(9) 愛知県内に本店もしくは営業所、支店を有すること、とありますが、建築物等の建設を行う者の参加要件を証明する書類として、登記の写し（登記されていない場合は、会社概要等で要件を満たすことが分かる資料で可）を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	エ			本施設の建築物等の建設を行う者の要件	建設工事を共同企業体（JV）で請け負う場合、JV構成企業のうち1社が要件を満たすれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	エ			本施設の建築物等の建設を行う者の要件	(7) 競争入札参加資格者名簿の建築一式工事の登録者であること、とありますが、建築物等の建設を行う者の参加要件を証明する書類として、名簿を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	エ			本施設の建築物等の建設を行う者の要件	本施設の建築物等の建設を行う企業（協力企業）は、入札説明書3.3の事業スキーム図（図）にある通り、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業（代表企業）の一次下請けとして参加してもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答	
23	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	オ	用地造成工事を行う者の要件	(f)競争入札参加資格者名簿の土木一式工事の登録者であることとありますが、用地造成工事を行う者の参加要件を証明する書類として、名簿を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	12	第4章	1	2)	②	オ	用地造成工事を行う者の要件	用地造成工事を行う企業(協力企業)は、入札説明書p.33の事業スキーム図(案)にある通り、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業(代表企業)の一次下請けとして参加してもよいという理解でよろしいでしょうか。また、本施設の建築物等の建設を行う企業(協力企業)の下請けとして参加することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	カ	本施設の運営を行う者の要件	SPCを設置しない場合で、本施設の運営業務を複数企業で実施する場合は、そのうち1社が要件を満足すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	カ	本施設の運営を行う者の要件	代表企業が本施設の運営を行う者の要件を満たす場合、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転を行う企業やマテリアルリサイクル推進施設の維持管理を行う企業を、代表企業の責任の下で下請けとして活用してもよろしいでしょうか。	認めます。
27	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	カ	本施設の運営を行う者の要件	代表企業が本施設の運営を行う者の要件を満たす場合、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転を行う企業やマテリアルリサイクル推進施設の維持管理を行う企業を、代表企業の責任の下で下請けとして活用してもよろしいでしょうか。	No. 26の回答を参照してください。
28	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	カ	本施設の運営を行う者の要件	(f)本事業の現場総括責任者及び廃棄物処理施設技術管理者について、a)～c)までの要件を満足する者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。	認めます。
29	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	カ	(f)	a)～c)までの要件を満足する者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。	No. 28の回答を参照してください。
30	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	カ	(f)	貴組合が認める場合には、参加資格申請時から運営業務の開始までの間に現場総括責任者の変更を行うことは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	原則認めませんが、特段の事情があると組合が認めた場合は認めます。
31	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	カ	(f) b)	1系列あたり90日間以上の連続運転実績については、施設設置者(自治体関係者)が連続運転実績について証した任意の書類でもよろしいでしょうか。	認めます。
32	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	カ	(f) b)	現場総括責任者として経験を有する技術者であることを証明する書類については、現場総括責任者の氏名が記載された業務体制図の写しを提出することでよろしいでしょうか。	認めます。
33	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	カ	(f) c)	現場総括責任者及び廃棄物処理施設技術管理者の要件として「運営開始後2年以上配置できること」との記載がございますが、特別な理由がある場合には、貴組合の了承を得た上で、運営開始後2年を経過する前に人員の変更を行うことは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	原則認めませんが、特段の事情があると組合が認めた場合は認めます。
34	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	カ	(f)	資格保有者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。事業提案書提出時に配置を確定することが難しい状況となることを想定したものです。	認めます。
35	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	キ	焼却灰等の運搬を行う者の要件	複数社での運搬業務も認められる解釈でよろしいでしょうか。	認めます。
36	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	キ	焼却灰等の運搬を行う者の要件	焼却灰等の運搬を行う者の要件を証明する書類として、要件(f)～(g)を証する書類の提出は、車検証の写し及び外形図(運搬車両を所有していない場合等の理由で示せない場合は、計画している運搬車両のカタログ、型式や概略の仕様)等の提出を以て足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	キ	(f)	焼却灰等を運搬ができることを証明する資料は、運転免許証及び健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し等でよろしいでしょうか。	入札説明書、第4章 1. 2) ② キ(f)～(g)を証明する書類と様式6-5 要件7を証明する書類と運搬車両を所有している場合は、車検証の写し外形図を提出してください。運搬車両を所有していない場合は、計画している運搬車両のカタログ、型式や概略の仕様等を提出してください。
38	入札説明書	13	第4章	1.	2)	②	キ	(f)	要件を証明する書類として、車検証の写し又は外形図等で証明してよろしいでしょうか。また、所有していない場合は、計画している運搬車両のカタログ、型式や概略の仕様を提示することでよろしいでしょうか。	No. 37の回答を参照してください。
39	入札説明書	13	第4章	1	2)	②	ク	(f)	本施設の運営開始時までに焼却灰等を受け入れる予定の施設が当該施設の所在する都道府県知事の許可を有していることとありますが、受け入れる市町村の許可も運営開始時までに許可を有していること、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書	14	第4章	1	2)	②	ケ	副生成物の引取を行う者の要件	ストーカ式焼却炉/灰資源化を選択した場合、副生成物等引取を実施する企業の申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の用語の定義に定めている副生成物等に該当する場合は様式6-2の副生成物等の引取を行う者として申請を提出してください。
41	入札説明書	14	第4章	1	2)	②	ケ	(f)	「副生成物の引取り、資源化の実績を有すること」とありますが、「引取った副生成物の資源化を完了した実績を有すること」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	入札説明書	14	第4章	1.	3)			共同企業体の設立に関する要件	構成2市2町に本社または主たる支店、営業所がある事業者を積極的に活用する事を目的に、参加資格要件に該当する者以外との建設JVを構成する事も可能であると考えてよろしいでしょうか。	可とします。
43	入札説明書	14	第4章	1.	3)			共同企業体の設立に関する要件	建設JVを組成する場合、用地造成工事の参加資格要件を満たす者が建設JVの構成員にならなくてもよろしいでしょうか。(JV構成員にならない場合、協力企業又は構成員として参加します。)	可とします。
44	入札説明書	14	第4章	1	3)			共同企業体設立に関する要件	共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からよろしいでしょうか(監理技術者の常駐も同様)。	可とします。
45	入札説明書	14	第4章	1.	3)			共同企業体の設立に関する要件	建設JV結成は、様式6-3の提出のみで協定書等は不要と理解してよろしいでしょうか。	提出してください。
46	入札説明書	25	第7章					代表企業の入札参加資格審査申請書類	提出書類をまとめて2部(正本1部、副本1部)提出することとありますが、副本は正本の写しでよろしいでしょうか。	副本は正本の写しでも構いません。ファイル等の体裁については任意としますがインデックス等により分かり易くしてください。
47	入札説明書	25	第7章	2.				代表企業の入札参加資格審査申請書類	提出書類をまとめて2部(正本1部、副本1部)提出することとありますが、副本は正本の写しでもよろしいでしょうか。	No. 46の回答を参照してください。
48	入札説明書	25	第7章	2.				代表企業の入札参加資格審査申請書類	提出書類のまとめ方について、見やすいファイリングに努めることで、任意の提出方法でよろしいでしょうか。また、ファイルの表紙には、下記内容が表記されていればよろしいでしょうか。 ■表記内容 ・組合様名 ・事業名 ・入札参加資格審査申請書類 ・代表企業の商号又は名称	ファイル等の体裁については任意としますがインデックス等により分かり易くしてください。なお、表記内容はご理解のとおりです。
49	入札説明書添付資料	36	-3	④	3.			スキーム図	共同企業体(JV)の結成の仕方として、建築物設計・建設企業及びその他協力企業で結成する甲型の特定建設工事共同企業体とプラント設備設計・建設企業が乙型の共同企業体を結成し、貴組合と建設工事請負契約を締結することで対応してよろしいでしょうか。	関係法令に違反していなければ認めます。

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	図書名	頁	項目	タイトル	質問・意見事項	回答
50	様式3-2			代表企業委任状 (代理人)	本委任状は入札手続きのなかで入札参加資格申請書類を持参したり、事業提案書類を持参したりする実務担当者への委任の場合に使用するものという理解で宜しいでしょうか。	指名参加登録をしている代表企業の代表者から実務担当者 (代理人) への委任状です。
51	様式集	3-2		代表企業委任状 (代理人)	本書類は、本事業の構成2市2町へ指名参加登録をしている代表企業の代表者 (支店長) から実務担当者 (代理人) への委任状であると理解してよろしいでしょうか。	No. 5 0 の回答を参照願います。
52	様式3-3			要件1	※組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿 (令和4・5年度) の写しを添付してくださいとありますが、まだHPで公表されていないため、令和2・3年度の写しでよろしいでしょうか。	入札参加資格者名簿 (令和4・5年度) は令和4年4月1日よりあいち電子調達共同システム (CALS/EC) 上で公表されています。
53	様式3-3			要件2	契約書の写しは約款を全て添付する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	実績の要件が確認できる範囲の写しを提出してください。
54	様式6-2			代表企業、構成員及び協力企業一覧表	代表企業に関する事項の記入欄以外の記入欄 (本施設のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラントの設計・建設等を行う者) では、構成区分の欄にて「構成員又は協力企業」を選択する様式となっておりますが、代表企業が複数の業務を担う場合 (例: 本施設のうちマテリアルサイクル推進施設のプラントの設計・建設を行う者の欄に代表企業の情報を記入する場合は、構成区分の欄を修正し「代表企業」と記入すること) でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	様式6-2			代表企業、構成員及び協力企業一覧表	代表企業に関する事項の記入欄以外の記入欄 (本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者以降の欄) では、構成区分の欄にて「構成員又は協力企業」を選択する様式となっておりますが、代表企業が複数の業務を担う場合 (例: 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の欄に代表企業の情報を記入する場合は、構成区分の欄を修正し「代表企業」と記入すること) でよろしいでしょうか。	No. 5 4 の回答を参照してください。
56	様式6-2			代表企業、構成員及び協力企業一覧表	各記入欄左上に、<番号>とありますが、代表企業を1とし副生成物等の引取を行う者を最終番号とする通し番号を記入することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	様式6-3			建設JVの構成	JV協定書は不要と解釈してよろしいでしょうか。提出の場合はフォーマットは任意でよく、また提案書と同時提出でよろしいでしょうか。	提出してください。なお、フォーマットは任意としてください。提出は提案書提出時に提出してください。
58	様式6-4			委任状 (代表企業)	各企業の所在地、代表者職氏名、代表者印につきましては貴組合の構成2市2町のいずれかの入札参加資格審査申請時 (令和4・5年度) の内容及び印鑑を記載・使用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、申請時から変更がある場合は、競争入札参加資格者名簿の変更手続きを行ってください。
59	様式6-4			委任状 (代表企業)	1枚に全社分押印するのは持ち回りで時間が掛かるため、1枚1社でよろしいでしょうか。例) 3社なら3枚	可とします。
60	様式6-5			代表企業を除く各業務を担当する者の要件を証明する書類	「代表企業を除く各業務を担当する者の要件を証明する書類」とありますが、各業務を代表企業が担う場合においても本様式に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	様式6-5	要件2 (イ)	※	本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件	組合の構成2市2町のいずれかの競争参加資格者名簿 (令和4・5年度) の写しを添付とありますが、あいち電子調達共同システム (CALS/EC) のwebで表示される入札参加資格者名簿を印刷して提出することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	様式6-5	要件2 (ウ)	※	エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計実績	設計実績を証明する資料として、契約書の写し又はコシンの登録内容確認書の写し以外で証明する場合は、企業名が第二節建築主等の概要の3. 設計者に記載された建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を提出することよろしいでしょうか。	No. 1 5 の回答を参照してください。
63	様式6-6			代表企業以外の入札参加資格に関する誓約書	各社毎に提出することよろしいでしょうか。例) 3社なら3枚	代表企業が代表企業以外の要件を確認し、代表企業が代表企業以外の者の要件を満足していることを誓約することとしてください。したがって、提出は1枚のみとなります。
64	様式全般				組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加者名簿の記載において、支社長・支店長等に委任されている場合、様式中の『商号又は名称』『所在地』『代表者職氏名』の記載はあいち電子調達共同システム (CALS/EC) において構成市町への入札参加資格申請、入札参加資格審査申請書の「契約を締結する営業所」のものを記載すると理解して宜しいでしょうか。 (支社・支店名を記載するものと理解して宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
65	様式全般				組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加者名簿の記載において、支社長・支店長等に委任されている場合、様式中の『代表企業』の記載はあいち電子調達共同システム (CALS/EC) においての「申請者情報」に記載の商号又は名称を記載するとの理解で宜しいでしょうか。 (本社・本店名を記載するものと理解して宜しいでしょうか。)	支社長・支店長等に委任されている場合は、支社長・支店長等の名称で申請してください。
66	前回入札公告時の質問回答				2020年5月の第1回質問回答書はいったん全て無効になるのでしょうか。今回も有効な内容がある場合は、該当Noをカラーで網掛けする等、分かるように開示していただけないでしょうか。	2020年5月の第1回質問回答書は無効となります。